

岩倉市市民参加条例検討委員会議事録

会議名称	第4回岩倉市市民参加条例検討委員会	
開会及び閉会日時	平成26年9月12日(金) 午後2時から午後5時40分	
開催場所	岩倉市役所 大会議室	
委員長氏名	小林 慶太郎	
出席委員 所属等、氏名	四日市大学教授 岩倉市区長会 ローカル・ワイド・ウェブいわくら いわくら・ユニバーサルデザイン研究会 市民公募 市民公募 市民公募 総務部行政課長 市民部市民窓口課主幹 総務部秘書課主査	小林 慶太郎 中島 徳男 安江 弘雄 大野 代志子 永野 宗久 沖田 明美 加藤 政雄 中村 定秋 近藤 玲子 兼松 英知
事務局 職氏名	総務部長 企画財政課長 企画財政課主査 企画財政課主任 企画財政課主事 企画財政課主事	柴山 俊介 長谷川 忍 加藤 淳 小出 健二 須藤 隆 渡部 正樹
会議次第	1 あいさつ 2 議事録の承認 3 議事 (1)市民参加手続について ①市民参加手続の方法について ②市民参加手続の実施予定及び状況の公表について ③市民参加手続の実施について ④第三者機関について 4 その他	
配布資料	1 次第 2 資料1：第3回検討委員会議事録 3 資料2：第3回検討委員会の協議内容に係る条文(案) 4 資料3：第3回検討委員会の補足資料(都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法)	

議事録

次第 2～4 について

2 議事録の承認

[事務局が作成した第 3 回検討委員会の議事録について承認]

[事務局より資料 2 に基づき条文（案）について報告]

3 議事

[前回からの続きで、市民参加手続の方法について委員により検討]

[第 3 回検討委員会での合意に基づき、ワークシートを元に意見を集約した資料を委員で共有]

委員長 市民参加手続のうち、前回議論した市民登録制度は、意思決定の過程へ参加する手続ではなく、その前段階である委員の選定に関する手続である。政策提案制度についても同様で、意思決定の過程の前段階に関する手続である。意思決定の際に、どの市民参加手続を採用するか決めるマッチングルールにおいて、市民登録制度及び政策提案制度は対象とならない。マッチングルールの対象となる市民参加手続は、本日議論する意向調査・アンケート、公聴会・意見交換会・説明会・市民懇談会、パブリックコメント、モニター、インタビュー、市民討議会及び前回議論した審議会の 7 つであり、その中からマッチングルールの選択肢を決めていくことになる。議論の結果、市民参加手続が幾つ残るかによってマッチングルールの選択肢の幅が違ってくる。そこを念頭に置いて議論に参加して欲しい。

先に政策提案について議論を行う。

委員 政策提案制度の手引きを見たときに、自分では参加できないなと思った。政策を今まで考えたこともなく、また、どうやって考えたら良いかもわからないので、市民参加手続の方法とすることには賛成できなかった。それよりも政策提案の前段階で政策のアイデアになる身近なものが現行の制度である市民の声・私の提案制度でも提案できると思う。

ただし、自分で政策提案をできる人がいれば、この市民参加手続自体は否定しない。

委員長 委員全員が市民参加手続として必要という意見である。次に、具体的な制度について、どんな形にしていくか。自発型のみなのか、公募型も含めるのか。自治体によっては公募型のみのところもある。意見が割れているようだがどうか。

委員 市職員の委員は全員自発型のみとしているので、意見を聞きたい。

委員 自発型は市民の声・私の提案が制度として既にある。公募型は、行政として個別の施策毎に市民の提案を募集するものだと理解している。他市町を見ると、提案にはあ

る程度の人数を必要とするなど制度化されている。今後の導入を否定するものではないが、行政の中で政策提案を公募するための制度や議論が熟していないうちに導入するのは、時期尚早だと感じる。

委員 自発型のみという意見である。行政がテーマを示して提案を募集するよりも、市民が本当に良いと思う提案をすれば十分である。行政側から提案を募集するなら、公聴会などを利用し、そこで議論をすれば良いと思う。

委員 市民に対して色々な門戸が開けていれば良いと思い、公募型も規定するという意見とした。

委員 国などでは、公募型が増えてきている。それは、今考えている仕組みよりも、より良い提案を求めているものであり、そういった仕組みはあって然るべきだと考えている。自分は、公募による提案が有償である場合、無償である場合の両方を想定している。国が行っているように、例えば、企業から提案があった場合は、プロポーザル方式のような形で、インセンティブを与えることができるような公募型を規定するのが良いのではないか。

委員長 岩倉市でのプロポーザル方式入札の導入状況はどうか。

委員 プロポーザル方式で入札を行うことはあるが、市民参加手続という意識はない。業者決定の手続としてやっている。

委員 公募型では、例えば、データが欲しい大学の先生などとマッチングすれば、データの整理を無償でやってもらえるという利点もある。

委員長 条文には詳細な制度設計までは書かないが、行政の側から、特定のテーマについて提案を求めるといような公募もあり得るといような条文で良いか。

委員 将来的にはそういった制度があつて良い。

委員 政策提案なので、前提として課題があり、それを解決するためのものだと思うが、課題に対して行政が案を示さずに、公募をするようなやり方には、選挙で選ばれた首長や議会がある中で、その責任を果たせていると言えるのか疑問に感じる。

委員 他市町の市民活動助成金という制度では、課題に対する提案を募集しているところがある。それを想定して政策提案制度については考えた。制度がない中で、先に条例で規定をすることを否定するものではないが、抵抗を感じる。

委員長 公募型もあると書いてしまうと、行政が制度化に間に合わない可能性がある一方で、公募をした方が有益そうな事案が発生した場合に、公募する可能性は否定しないといような条文とする。

提案をする場合、誰でも、1人でも提案できるようにするのか、または一定の人数、年齢などで提案者を制限するか。

委員 いい加減な提案が増えてもいけないので、ある程度は制限が必要。きちんとした意

見であれば、周囲の人が10人は賛同してくれると思う。年齢に関しては、子どもの中にも政策提案を考える人がいないとは言えないので、18歳以上が提案できるようにすべきだと思う。

委員 提案の内容によって判断の分かれる性格のものである。提案の内容が市民参加として価値のあるものであれば人数の制限などは不要である。提案をどう処理するかが見えてこないで、中途半端な意見しか持つことができなかつた。提案に対してどう処理するか決まっていれば、自ずと提案に必要な人数などが出てくるはず。

委員長 政策提案制度で提案があった場合には、例えば、2か月以内に責任を持って回答するなどの規定を先に議論した方が良いと思うがどうか。

委員 現状では、市民の声・私の提案制度がある。その制度では、受け付けたものについて、投稿者の住所、氏名などの記載があれば原則30日以内に市として市長、副市長、教育長、各部長が集まる会議上で意思決定を行ったうえで回答している。

委員長 この内容についてはホームページに公開されているのか。

委員 市民の声・私の提案制度を利用して投稿されるものには個人的なものが多く、公開はできていないが、投稿者への回答はしている。

委員長 政策提案制度によって提案があった場合には、市民の声・私の提案制度と同様に30日以内に提案者に市としての考え方を回答するというものであれば、行政として対応できるのではないか。

委員 市民の声・私の提案制度を条例に格上げする趣旨か。

委員 要綱で実施しているものが、制度として条例化されるものと考えている。ただし、市民の声と私の提案制度とでは性質が違うので、考え方の整理が必要である。

委員長 政策提案であるならば、一定のフォーマットに則ったうえで提案されるものでなければならないということである。

委員 政策提案制度を規定するのであれば、提案を受けた行政側としては、採用、不採用の理由を回答しなければならない。例えば、採用に係る経費なども総合的に考えたうえで、回答をしなければならないと考えた場合は、あまりに提案が乱立してしまうと対応が難しい。価値のある提案であればなおさら、10人程度の人数は集まるのではないか。提案者に一定の制限は設けるべき。

委員 市民の声・私の提案制度を利用したことがある。桜まつりの露天商から幾らか徴収するという提案だった。提案自体への回答は得られるが、提案後の経過について知らされることはない。

事務局 市民の声・私の提案制度で投稿のあったものについては、現状として、個人的な内容のものが多いが、意見として提案されたものは適切に回答している。

委員 市民の声として投稿される、ごみ問題や、騒音問題など日常的なことについては、

投稿フォーマットの中に公開、非公開について選択してもらうところを設け、公開としたものについては、ホームページで公開すれば、市民全員が見ることができるようになり、一定の効果を期待できる制度となる。予算の執行を伴うものなど、政策的な投稿については、市民の声と分けなければならない。

委員長 行政から見れば、要望については、やる、やらないなどを回答すれば良いが、内容のある提案であるほど、画一的な処理は難しく、時間もかかる。提案した側から見れば、画一的な回答ではその後の経過も見えず、満足できない。その点を解消しないと政策提案制度が生きてこないという問題点が見えてきた。市民の声のような要望型のものについては、公表していいか問う形式として、公開して良いものについては公開するという運用の仕方もある。一方で、政策提案については、一定のフォーマットを作り、提案後の経過についても行政が説明できるような仕組みを作った方が良いという議論になっているが、そうすると、あまりに多く提案がされると行政が対応できないという問題もある。

委員 政策提案の人数について、例えば、提案に10人必要だとすると、提案者側の負担が大きいという問題がある。行政としても、きちんとした内容の提案を提出してもらい、それを適切に検討できるような制度設計が必要である。

委員長 これまでの議論では、提案に一定の人数による制限を設ければ、内容の良い提案が残って出てくるというものと、自分のNPOなど、団体を持っていれば直ぐに提案ができるが、個人で活動している人、あるいは研究者などが提案を行うことも想定されるので、その都度人を集めなければならないのかという意見がある。

委員 提案者が団体を持っている場合など、規定以上の人数を集めることができれば、それで良いが、個人の場合は、提案を公開し、賛同者を一定以上集めることができれば、規定以上の人数で提案があった場合と同等に扱うとしてはどうか。

委員 提案を公開するという事は、行政も軽んずることができなくなるので、良いのではないか。

委員 提案をどのように公開するのか。

委員 ホームページで公開するようにはどうか。

また、提案が可能な対象として、子どもも含めてほしい。小中学生にも学校に子どもの議会というものがある。その中にも子どもらしい純粋な提案があるのではないか。例えば、小中学校で蛍を飼う、登下校時の安全確保などの意見がまとまれば、1つの提案となるのではないか。

委員 提案の公開がホームページのみだと、それを見ることができない人も出てきてしまう。紙ベースなどでの公開も考えると難しいのではないか。ホームページであると、匿名での提案が出てくるとか、市内在住・在勤以外の人、あまり真剣でない人でも

提案ができてしまうという懸念がある。

委員長 提案を市が一度受け付けたうえで、市としてホームページに公開すれば匿名の問題などは排除できるのでは。また、ホームページに公開したものを印刷してファイルなどにまとめ、市役所で閲覧できるようにしてはどうか。

委員 広報で、例えば、年3回と決めて公開してはどうか。

委員 重要な提案であれば、連名方式とした方が身近なやり方ではないか。個人の提案が広報に掲載されるということは難しいのでは。

市民の声などを広報で公開などしているのか。

委員 多くの市民に知ってもらうべきことは広報でお知らせしている。最近公開した市民の声の例として、業者が配布している市内の地図について、市とは関連がないことをお知らせしたものと、音声案内サービス「ふれあいコールいわくら」の廃止についてお知らせしたものがあがるが、それ以外については特に広報には掲載していない。

委員 個人の提案を何の基準も通さずにそのまま公開するのは、非常に危険だと思う。

提案者と行政がやり取りをしているものについては良いが、そうでなければ誹謗・中傷するような内容の提案も公開されてしまう。しかし、行政で公開するもの、しないものを選別するのは大変難しく、個人での提案を市として受け入れるのは難しく感じる。

委員 先に、個人での提案を受け付けるかどうか決めてから、その後の対応について議論してはどうか。小さい行政区であると、区長や役員に意見を言えば、それをまとめていくことはできるが、大きい行政区になると、個人が意見を区長に持っていくというのは難しく、提案を出すのが難しくなる行政区もあるのではないか。

委員 例えば、NPOなど人数が多いところは簡単に政策提案が可能となる。提案される政策には公費負担を伴うものもあるので、取り扱いが公平となるのか疑問である。人数による制限を重く見てしまうと、提案した人数が多ければその提案を受け入れなければならないというような事態が懸念される。圧力団体となってしまうのではないか。

委員長 提案は受け付けるが、それを全部採用する訳ではない。提案に対する処理が行政に担保されていれば良いということか。

委員 提案に対する行政内部での処理の方法が課題となるのではないか。現状では、提案に対する行政の意見、意向が分からず、不透明感がある。

委員長 政策提案がされた場合には、提案をした代表者の氏名などと併せて、提案の内容について本人の了解を得て公開する。その上で、行政として採用、不採用などをどういった理由で決定したかについて公開していくというところは最低限担保されないといけないということである。

委員 不採用のものについては、その理由を公開していけば、提案のどこが良くなかった

のかが見えてくる。

委員 提案についての処理を提案者に対しては回答する。その次の処理として、提案を公開するかどうかは、条例に規定するかどうかは別として決めておかなければならないと思う。

委員長 今までの議論により、提案を受けた場合は、必ず回答も含めて公開する。逆に言えば、提案者も素性を公開されるので、覚悟をもって提案をしてもらえる形になると思うがどうか。

委員 全てを公開するというのは疑問である。これは提案者に了解を取った上で公開するということか。

委員長 市民の声に類するものについては、了解を得たうえで公開するという議論はあったが、政策提案はもう少し重要なものであるので、必ず公開するということである。

委員 政策提案に限定するのであれば、良いと思う。

委員 政策提案の実行において、ある程度の条例や、予算が伴うものであれば、文章の残らないものにはならないと思う。市民の声に類するものであれば違うが、政策提案であれば、その政策が遂行される時点で公開されざるを得ないと思う。提案者の氏名などの公開については選択制で良いと思う。

委員 税の支出などを特定団体に振り向けるような事態は避けて欲しい。

委員 政策提案なので、匿名であると、政策を実行するのは行政のみになってしまう。政策を提案する側も政策の実行に参加していくのが市民参加と言えるのではないか。

委員 政策の実行段階は別の議論ではないか。

委員長 政策提案制度について、提案者はその素性を明らかにする。提案について行政は法律、条例や財源的な見地も含めて必ず回答する。

論点は年齢と人数の制限を設けるかどうか。まずは人数についての規定を議論したい。

委員 人数に関するこだわりはない。

政策提案が採用される基準はどこになるのか。

委員長 提案が採用されることと提出者数は関係なく、財源の問題や、市としての考え方もあるので、基準を作ることはできないのではないか。

委員 規定の人数が集まった時点で提案ができるので、その時点で市からの回答は得られるということか。

委員長 市としての回答は得られるということである。

議論としては、人数の規定は10人になりつつあるがいかかがか。

委員 他市の条例を見ていると10人以上となっている。今までの議論の中で、個人の提案への対応を考えていくと、提案者の中で、ある程度のコンセンサスを得た形で提案し

てもらった方が良くと思われるので、特段基準はないが、10人としても良いように思う。

委員 家族、親族で10人としても良いのか。

委員 家族は1単位であり、1人と変わらないのではないか。

委員長 10人という数に根拠はないが、提案者が全くの個人でなく、複数の賛同者がいるという目安として10人とするかどうかという議論をしている。

委員 市民と住民の使い分けがないので、提案者は、例えば、沖縄県からでも提案できるということになる。提案できる対象について、年齢や人数、住民や市民で区分けするかどうかという議論が必要である。

委員長 例えば、有権者10人とする、日本国籍を有し、3か月以上岩倉市に住んでいる20歳以上の人となり子どもは入らないが、どうか。

委員 子どもも政策提案の対象となるという話は、大人も子どもも区別なく提案ができるという意味ではなく、子どもだけで提案をするということである。例えば、小学校の議会などで、岩倉市を蛍の住むまちにしようなどといった提案が子どもの中で出た時に、それを政策提案として出せる制度を想定していた。難しいようなら別制度に規定し、提案者は有権者とするような規定でも良い。

委員 提案の内容によって人数の規定は決まると思う。

委員長 制度を作るときには場合分けはあまりせずに、様々な場面に全般的に対応できるような仕組みでないといけない。要件を満たしていれば無条件に受け付けるとしないと制度として成り立たない。

委員 年齢の規定は必要ないのではないか。提案に必要な人数を10人とするならばその規定だけで良いのではないか。政策提案に必要な人数に関する議論は、政策提案制度を議論する中ではあまり重要でないように感じる。

委員長 市内在住・在勤でないような人についてはどうか。

委員 自治基本条例で規定している市民であれば提案しても良いのではないか。

委員 提案に対して賛同の意思を示した段階で市民であるので、市民と規定しなくても良いのではないか。

委員長 自治基本条例では、市民を「市内に在住・在勤・在学している人や、市内で事業や活動を行う個人・団体」と規定しているが、提案に対して賛同の意思を示すことが、市内で活動を行っていることになるかという議論になる。

委員 提案に対する支持を表明すれば市内で活動したと考える。

委員 自治基本条例の中では、岩倉市に居住実態もなく、また別の地域で活動をしているという人を、市民として扱うのは難しいのではないか。

委員長 市内に居住していない人を市民とした場合、市民か市民でないか確認することは難

しいということである。

委員 相続などで、市外に在住しながら市内の地権者となった人や、市内企業の株主なども岩倉市の関係者である。市民とそうでない人の区分けをどうするか。

委員 市外の人で、市内に知り合いのいる人や、岩倉市を訪れたことのある人が、岩倉市が取り入れた方が良くと思った政策を提案すること自体は問題ないのではないかと。提案を受けて、それを採用するかどうかは別問題である。

委員長 実質的に、市民かどうかの線引きはできないが、市民 10 人と規定して良いか。

委員 市民 10 人で良いと思う。

委員 市民という規定を外した方が受け入れ易いと思う。ここでの議論を知らない人が、住民でないから提案をしないという場合もあるかもしれない。

委員 提案された政策を採用するかどうか行政が適正に判断し、それを反映させていく制度があれば、提案者についてはあまり問題にならないのではないかと。

委員長 市民という規定はなくても良いという意見もあったが、提案者が岩倉市に興味、関心を持って提案してくれることを考えると、提案者を市民と規定しても良いのではないかとと思うが、どうか。

委員 規定するべきである。

委員長 提案者については、市民 10 人とし、年齢制限は設けないこととする。また、提案者は必ず自分の素性を明らかにし、行政は必ず提案について回答する。そして、提案内容、提案者自身について公開するかどうかは本人の了承が必要とする。こうした形で政策提案制度を市民参加手続として条例に規定する。

次に、意向調査・アンケートについてはどうか。

委員 意向調査・アンケートを規定することには反対である。事業を行うにあたっては行政内部で検討を行うべき。市職員は市民であり、その中には住民もいるので、行政の側で意見調整を行えば、市民の意向は十分反映されると考えている。

委員 意向調査・アンケートを行っても回収率が低ければ意見に偏りが生じる懸念がある。市職員の場合は、全体を見て考えるので、意見の偏りについては懸念する必要はないように思う。

委員 行政が様々な市民の意向、意見を聞くのは重要なことだと思う。市職員だけでは岩倉市の実態全てを把握するのは難しいのではないかと。

委員 他市で事例があったが、アンケートを市の職員に対してのみ行い、それを意思決定の理由とすることには反対である。

また、市民の意見を聞く方法は様々であり、いずれも排除するべきでない。

委員 市民参加手続を規定することは、行政に義務を課し、市民に権利を与える性質のものだと思う。その中で、与えられた設問に回答するものが権利と呼べるのかについて

は疑問である。また、計画策定をする際に、説明責任を果たすために必ずアンケートを取らなくてはならない場合がある。行政が必ず行うことに対して、市民参加条例の中で市民の権利として規定する必要までは感じない。

委員 アンケートは市民を対象に行うもので、行政の側で意見調整する際に職員にアンケートを取るということではない。市としては選挙で選ばれた市長がその責任において事業を行うべきで、アンケートが市民参加の手段として位置づけられることには違和感がある。

委員長 アンケートやモニターなど、行政から市民へ一方通行に行われる手段のみで市民参加手段を行ったことになれば、実質的な市民参加を担保することにはならない。その観点から市民参加手段としてアンケートを規定することに反対という意見もある。論点は市民参加条例でアンケートを市民参加手段として明記するかどうかであり、アンケートを行うこと自体の可否を決めているわけではない。

委員 アンケートという手法が市民に意識付けされるので、条例に規定するべき。

委員 アンケートを条例に規定しない場合、行政はアンケートを実施しても、更に市民参加条例に規定された市民参加手段を行う必要があるということになる。そうであればアンケートは規定しなくても良いと思う。

委員 アンケートが市民参加手段として選択肢の1つであり、必ず実施されるものでないなら、条例に規定しても良いと思う。

委員 市民参加手段としてアンケートを規定しない場合、行政がアンケートを実施してもそれは参考意見であり、市民参加としては条例に規定された手段を行わなくてはならない。そういった意味では条例にアンケートを規定しなくて良いのではないか。

委員 基本的に、市が税金をかけて複数の人に何かを配布するという行為に反対である。その手間と時間が市民、住民のためになっているか疑問を感じる。

委員長 マッチングルールの選択肢からアンケートを除外すると、行政はアンケート以外にも市民参加手段を行う必要が出てくる。担当課の負担が増えることになるので、安易にアンケートをすることができなくなる。これまでの議論により、アンケートを市民参加手段として規定しないとして良いか。

委員 アンケートが効果のあるものならば、条例で位置づけを明確にしなければならない。条例に位置づけられていないのに、慣行で行うのであれば、やらない方が良い。

委員長 マッチングルールの選択肢にアンケートを加えると、パブリックコメントなどと併せて行政から市民に対して一方通行で行える手段のみで市民参加手段が完了したとされてしまう懸念はある。アンケートをマッチングルールの選択肢から除外しても、有効な手段なので、必要な場合には行われる。「市は、必要なときはアンケートを実施することができる」という形で条文として規定することも可能である。

委員 マッチングルールの選択肢からアンケートを外すという意見について、理解した。

委員長 マッチングルールの選択肢からアンケートは外す。市民から意見を募集する手段として、マッチングルールの選択肢の外にアンケートを行うこともできると位置づけるかどうかは保留とする。

次に、公聴会・意見交換会・説明会・市民懇談会を議論する。意思決定に伴う市民参加手続について議論するので、ここでは条例策定などの際に、市が主催して行うものを想定する。よってタウンミーティングなど、行政が市民に招かれて行うものについては議論の対象としない。

委員 他の市民参加手続は文書のやり取りによるものが多いが、この市民参加手続は直接対面して行われる方式である。参加する人にとっても、他の人の意見を聞く機会となるので、条例に規定して良いのではないか。

委員 同意する。行政は色々な人の話を聞くべきだという意見を耳にすることがあるので、大いに活用すべきではないか。

委員 市が外部に対し説明会などを行う制度はあっても良いと思う。

委員 有効な制度だと思う。説明会に参加したことがあるが、行政の側としては市民と直接話す機会を持つことができ、市民の側としても自分が聞きたいことを聞いて満足されていたという印象がある。

委員長 反対意見もないので、公聴会・意見交換会・説明会・市民懇談会は市民参加手続として規定することとする。

次に、意見公募（パブリックコメント）手続についてはどうか。パブリックコメントによって提出された意見の取り扱いに関しては意見の分かれるところだと思うが、市民参加手続として規定することへの反対意見はないので、条例に規定することとする。その上で、パブリックコメントを行うにあたり、市はどういった情報を市民に開示すべきかという議論では、パブリックコメントの対象となる事項の案、趣旨、背景、全体像がわかる資料という意見が多く、追加、反対意見もないようである。

パブリックコメントの提出手段についてはどうか。現状では郵便、FAX、電子メール、持参があるようだがどうか。委員より、視覚や聴覚に障害のある人が提出できる手段があると良いという意見が出ているが、現状はどうか。

事務局 パブリックコメントを行う際には、市の広報で趣旨や期限などの周知がされる。録音した広報の内容を声の広報として提供しているので、目の不自由な人にも周知はされているが、意見の提出手段については、想定されていない。

委員長 例えば、耳の不自由な人は口述筆記をして確認してもらおうという手段が考えられる。目の不自由な人の場合でも、口頭で意見を受け、それを何らかの方法で確認してもらう方法になると思うがどうか。

- 委員** 市民の声・私の提案実施要綱では、「面談、電話その他前号に準ずると認められる方法（聴き取りによる方法は、身体に不自由が認められ、文字等を書くことが困難な面談者等に限る。）」としている。
- 委員長** パブリックコメントでも、目の不自由な人について、市民の声・私の提案制度に準じた方法で聴き取りなどして対応していくことはできるか。
- 委員** 何らかの配慮は必要だと思う。
- 委員** 手話でしか意志疎通できない人もおり、手話通訳が必要となる場合がある。
- 委員** 今の議論では、市外在住の人も意見が提出できるとすると、意見提出のための公費負担をどこまでするのかという問題があるので、意見を提出できる範囲を住民とするべきだと思う。
- 委員** 岩倉市がこれまで行ってきたパブリックコメントでは、市外の人が意見を提出したことはあるか。
- 事務局** 平成 24 年度に策定した自治基本条例では、市外の人から意見が提出された。その意見に対してもホームページに回答を掲載した。
- 委員** 岩倉駅西の再開発事業や、市庁舎の建設、生涯学習センターの建設などの際に、点字ブロックの敷設などについて、障害者に配慮することを定めた国の法律はあるのか。それがなければ、市外の人でも利用する施設なので、意見を求めても良いのではないか。
- 委員長** ハートビル法など、建物についての法律はある。
- 委員** 愛知県でも人にやさしい街づくり条例があり、それに基づいて施設整備などをしなくてはならない。
- 委員長** 今までの議論を総合すると、意見の提出方法として、郵便、FAX、電子メール、持参、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、別途配慮した方法を考えるということになる。また、岩倉市在住の視覚や聴覚に障害を持っている人は手続に参加できなければならないが、条例の運用上、旅費の問題などで市外在住の人については実質的に参加が困難になってしまう場合も想定されるということになる。
- 次に、パブリックコメントの期間についてはどうか。委員の意見は 14 日間から 45 日間と幅がある。一般的な感覚で言えば、広報でパブリックコメントがあることを知ってから意見の提出まで、2 週間では短いと思うがどうか。
- 委員** 行政の事情として、広報の原稿締め切りは 1 か月前である。そこからパブリックコメントの期間を例えば 1 か月とすると、政策決定までに期間がかかりすぎるので、必要最低限の期間として 2 週間という意見である。
- 委員** 事業の計画を立てる際に、パブリックコメントの意見を受けて、それを検討し、次の段階へ進めていくことを考えると、今までの実績を考えて 20 日程度が現実的だと思う。

- 委員** 広報でパブリックコメントの周知があっても、2週間後に次の広報が配達されるまで忘れていたこともある。3週間程度は必要でないか。
- 委員** パブリックコメントについて、対象事項の内容を検討し、意見を提出するまでには時間がかかる。岩倉市のパブリックコメントに関する実績を見ると、意見が0件となっているものもあるので、意見の提出を求めようと思うと、1か月は必要でないか。
- 委員** 自治基本条例のパブリックコメントで意見を提出したことがあるが、期間が短く、内容の検討に苦慮した。検討する時間はある程度必要。
- 委員長** パブリックコメントを利用する側からだと2週間は短いという意見である。
- 委員** 1か月以上は必要。
- 委員** 様々な活動に参加しているため、2週間は短い。市民委員の募集は数か月前からやっていることを考えると、パブリックコメントの期間も長くできないか。
- 委員** パブリックコメントの期間を1か月とした場合、どんな弊害があるのか。
- 委員** 例えば、法律に基づいて条例を策定しなければならないなどで、条例策定の期限は決まっているが、国からの情報提供が遅く、案がなかなか作れない場合が想定される。そういった場合だとパブリックコメントを1か月もやるのは厳しい。例えば、原則30日以上とし、合理的な理由がある場合は、この限りでないというような規定であれば、対応は可能だと思う。
- 委員長** 法律を受けて条例を策定する場合でもパブリックコメントを行う場合があるのか。
- 委員** 例えば、地方分権の関係で、保育園の基準を条例で定める際に実施される可能性はある。
- 委員長** 関わりのある自治体では、パブリックコメントの導入で従前より政策決定に3か月かかるようになったという。期間が長くなった分、自治体職員の負担が増えている可能性はある。
- 委員** 現状より期間を延長すべきという意見に反対するものでないが、期間を延長したとして、今実施されているもの以上に、意見が出てくるのか疑問に感じる。
- 委員** パブリックコメントだけが市民参加手続ではない。法律によりパブリックコメントの期間を短くしなければならない際は、他の手続により市民参加を担保すれば良い。また、パブリックコメントについて、行政の意図に沿っている意見だけを採用することになっていないか。パブリックコメントが形骸化していないか疑問である。
- 委員** パブリックコメントそれ自身が目的になっている場合がある。岩倉市の環境基本計画などは、意見が0件だがパブリックコメントをやったという実績は残る。実施する以上は結果の残る制度でなくてはならない。
- 委員長** パブリックコメントの期間については、30日以上とし、特別な事情がある場合はその限りでないとする。特別な事情とは、意思決定を法律の施行に合わせる場合など、

よほど逼迫している事態を想定し、それ以外は除外される。

委員 自治体が独自で行うものについては特別な事情にあたらぬということが良いか。

委員 その場合は合理的な理由にあたらぬと考える。

委員長 パブリックコメントが利用できる対象であるが、先程の議論で、自治基本条例に規定する市民がパブリックコメントを利用できるとするが、運用として、市外に居住している人の中には参加できない人が出てきてしまうのはやむを得ないという結論を得た。

パブリックコメントの結果として集まった意見の取り扱いであるが、パブリックコメントにより提出された意見には採用されないものが多く、意見をした人が満足できていないという問題がある。これまでの議論から、特に意見を採用しない場合は、行政はその理由を丁寧に説明し、どう受け止め、検討したかを明らかにすべきとする。

また、集まった意見と行政の検討結果の公表については速やかに開示すべきという意見があり、それについて反対もないので、速やかに開示することとする。

それでは、パブリックコメントによって意見が提出された際に、再度の意見公募をすることについて規定すべきか。他の自治体では規定していないところも多いが、委員では意見が分かれている。

委員 パブリックコメントにより意見が提出された場合に、軽微なものでも必ず再度意見公募をすることについては疑問を感じる。

委員 パブリックコメントにより、検討事項の根幹に関わる部分が変わった場合は、再度の意見公募は必要だろうと思う。そうでなければ必要ない。

委員長 1回目のパブリックコメントにより検討事項に大幅な変更があった場合には、再度の意見公募を行うとしてはどうか。

委員 議会手続との関係はどうか。

委員長 議会に諮る予定で事前説明をしていたものについて、再度の意見公募により議会に諮る時期が予定と異なる事態が想定される。今までの議論を踏まえ、内容に大きな差異が生じた場合には再度の意見公募は必要とし、逆に言えば、内容に大きな差異が生じなければ再度の意見公募は必要ないとして良いか。

委員 変更のあった内容が大きな差異かどうか見極めるのは難しい。資料に挙げられた他市の条例を見ても、再度の意見公募について規定してあるところは大和市だけである。パブリックコメントにより提出された意見の採用、不採用、行政の検討結果についてはすべて明らかになるので、その後、議会などで議論されていくのではないか。パブリックコメントにより結論を出していくものではないと考えるため、再度の意見公募は必要ない。

委員 再度の意見公募が何度も繰り返された場合を想定すると、再度の意見公募は必要な

いと思う。

委員 再度の意見公募を行う場合には、他の市民参加手続を検討し、実施するよう努めることにするのはどうか。

委員長 それもあり得る。

委員 例えば、地域の公共交通を作ろうと行政が検討し、その案についてパブリックコメントを行った際に、そもそも公共交通が要らないという意見が出てきた場合には再度の意見公募を行うようなことはあっても良い。

委員 誰が見ても明らかな大幅な変更があった場合には再度の意見公募は必要ではないか。

委員 制度の根幹に関わるような大幅な変更があった場合は、必要に応じて再度の意見公募をすれば良い。大幅な変更の定義付けも難しく、パブリックコメントですべてを決める訳ではないので、再度の意見公募について条例に規定する必要はない。

委員長 大幅な変更があった場合は必要に応じて再度の意見公募はなされるが、条例に規定することはないという意見である。反対意見がないので再度の意見公募については条例には規定しない。

次に、執行機関がこの手続を実行できるかどうかについては、可能であるという点で意見は一致している。

また、パブリックコメントを条文に規定することについても意見が一致している。

それでは、モニターを市民参加手続として市民参加条例に規定することについてはどうか。

委員 モニター制度は、岩倉市で行っている市政モニター制度を想定していた。行政のトップと対面で話す制度であるため、行政から市民への一方通行の制度とは思わない。

委員 モニター制度は既存の制度を対象としたものと想定している。新たに何かを検討していくものとは異なるように思う。モニター制度は市民参加手続とはならないのではないか。

委員長 モニター制度を条例に規定することについてはどうか。

委員 意向調査・アンケート、モニターについては既存の事項に対しての調査であると捉えるべきで、マッチングルールの選択肢とは別に市民の意見を募る方法としておくべき。そのような形であれば条例にあっても良い。

委員 条例が行政に義務を課し、市民に権利を付与するものと捉えたと、モニター制度が市民参加手続となるかについては疑問を感じるため、条例には規定しない方が良い。しかし、マッチングルールの選択肢としない部分で、市民の意見を募る方法として条例にあっても良い。それを条文とするのか、解釈・運用部分に記載するかは幅を持たせて考えていけば良い。

委員長 マッチングルールの選択肢からは除外するが、既に岩倉市で実施しているモニター

制度を根拠付ける意味でも、市民参加手法の1つとして、条例の枠外に置いておく。

次に、インタビューを市民参加手続として市民参加条例に規定することについてはどうか。

委員 インタビューを受けたことがあるが、行政と対面で話せて有意義だと感じたので、条例に規定することには賛成である。

委員長 施策を考える際に、その分野に詳しい集団、団体に意見を聞くことは有効である。

委員 インタビュアーができる人材があるかどうか、また、業界団体から聴取することは、意見に偏りが生じるのではとの懸念があるので条例に規定することには疑問を感じる。ただし、中央公園で子どもが走り回るための障害となる木を伐採しようとした際に、公園を利用している母親達に意見を聞くと、木の周囲を子どもが走り回ることができるし、木陰となるので密集している木のうち1本程度の間引きが良いとのことで、実際に方針が変わった。当事者にインタビューをすること自体は有効であると思う。

委員長 マッチングルールの選択肢からは、除外する。

次に、市民討議会（プラヌンクスツェレ）を市民参加手続として市民参加条例に規定することについてはどうか。

委員 市民討議会については有効な手段だと思うが、現在の岩倉市では行政職員が半分入り、審議会のような形で実施されるのが現実的かと思う。各地で取り入れられている制度なので、将来的に岩倉市でも取り入れられれば良いと思うが、実行できるだけの人材、開催方法の準備ができるようになるかは疑問である。

委員 政策提案という点で難しく、参加が難しいと思ったが、この制度であれば参加できると思ったので、条例に規定することには賛成である。

委員長 現状での実施は難しいかもしれないが、マッチングルールの選択肢としては規定し、今後市民討議会を実施する可能性を作っておくという方法もある。

委員 現状、市民討議会を実施することは費用対効果の面で釣り合わないと思う。条例に規定すれば、実施をしないことが批判の対象となる。

委員 豊山町や、小牧市で実施されている市民討議会を見ると、岩倉市でも将来的に実施は可能だと思う。市民討議会の有効性も認識しているが、今回の条例に規定することについては反対である。

委員 市民討議会の効果については予測がつかないので、今回の条例に規定することには反対である。今後条例を見直す際に、必要があれば規定するとして良いのではないか。

委員 市民討議会は岩倉市にとって必要だろうと思う。審議会などの代わりに市民討議会を設けても良いのではないか。また、既存の会議には無い視点が必要な際に市民討議会は有効だと思うので、条例に規定しても良いのではないか。

委員長 マッチングルールの選択肢は、今までの議論で審議会、公聴会・意見交換会・説明

会・市民懇談会、パブリックコメントの3つのみのため、選択の幅を増やしても良いように思うが、どうか。

委員 市民討議会だけでなく、ワークショップの様なものを実施することを含めて規定してはどうか。

委員 市民討議会は行政との関わりの中で、どの段階において実施することを想定しているのか。

委員長 具体的な政案を得るための段階だと思う。

委員 与えられた論点を議論するものなのか、1から政策を議論するものなのか。

委員長 国がエネルギー政策について市民討議会を行った。何日か議論を重ねていくうちに、意見の変わる人もいた。ディベートとは違い、議論のプロセスでお互いに材料を投げ合いながら検討を行っていくものである。

委員 市民討議会は、意見交換会などの参加者の選び方を工夫するという点とは違うのか。

委員 ワークショップの様なものを市民討議会に入れるとなると、皆が集まって行う意見交換会などとは違うのではないか。

委員 市民討議会は、裁判員制度の行政版のような印象を受けた。裁判員裁判を実施していく方向になっているならば、市民討議会もあっても良いと思う。

委員 条例に規定してあるものを、長期間行わないということには事後検証を行う観点から見て問題がある。

委員 市民討議会を実施することは現状では難しいと思うが、条文に規定しなくとも、ワークショップの様なものを市民参加条例に組み込み、将来的に市民討議会を実施していけるようにしたらどうか。

委員長 公聴会・意見交換会・説明会・市民懇談会のバリエーションの1つとしてワークショップや市民討議会を規定してはどうか。

委員 ワークショップだけではなく、様々な議論の方法があり、それらをまとめた形で規定しておく方が良いと思う。

委員 行政が案を作ったものについて市民討議会を行う形式ならあっても良いと思う。行政が説明責任を果たすという前提はあって然るべき。

委員 意向調査・アンケートは条例に規定しないという結論だったが、意向調査・アンケートが市民の広い参加が望める性質のものであると考えると、マッチングルールの選択肢が少ない現状では、条例に規定しても良いのではないか。

委員長 市民討議会は公聴会・意見交換会・説明会・市民懇談会の1バリエーションであるとする。

マッチングルールの選択肢として残ったのは、審議会、公聴会・意見交換会・説明

会・市民懇談会、パブリックコメントとなる。選択の幅が狭いので、例えば、説明会とワークショップを実施しても2つの市民参加手続を行ったとする方法もある。意向調査・アンケートの再検討も含めて、マッチングルールを決定する際に併せて議論したいと思う。

今後の日程

- | | | |
|-----|-----------------|-------------------|
| 第5回 | 10月10日（金）第2委員会室 | |
| 第6回 | 11月7日（金）大会議室 | |
| 第7回 | 12月15日（月）大会議室 | いずれも午後2時から4時30分まで |